大阪府立母子・父子福祉センター指定管理者評価委員会による モニタリング実施とその結果の活用について

1. 目的

指定管理者及び施設所管課である子ども家庭局子育て支援課(以下、「子育て支援課」という。) が行った点検・評価内容に対し、外部有識者で構成する評価委員会からの指摘・提言をいただ き、それをフィードバックすることでさらなる府民サービスの質の向上を図る。

2. 対象

施設名称	指定管理者	指定期間
大阪府立母子・父子福祉センター	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	R7.4.1~R12.3.31

3. 実施の流れ

- (1) 子育て支援課は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた「評価票」を作成する。
- (2) 指定管理者は、「評価票」の各評価項目について自己評価を行う。
- (3) (2)を受けて、子育て支援課は、指定管理者が事業計画書・仕様書等に基づき適切に運営しているかについて評価を行い、結果を評価委員会に報告する。

※項目ごとの評価(4段階)

S:計画を上回る優良な実施状況

A:計画どおりの良好な実施状況

B:計画通りではないが、ほぼ良好な実施状況

C:改善を要する実施状況_____

※年度評価(4段階)

S:(項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない)

A: (項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない)

B: (S·A·C以外)

C: (項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、

文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合)

- (4)(3)の報告を受けて、指定管理者評価委員会は、子育て支援課に対して指摘・提言を行う。
- (5) 子育て支援課は、指定管理者評価委員会による指摘・提言を踏まえ、対応方針を策定し、 指定管理者が作成する次年度以降の事業計画等に反映させる。
- (6) 評価票及び対応方針を、ホームページで公表する。

4. スケジュール(案)

	シュール(条)	→	المنا وجود ماما حلى إمارا
時期	評価委員会	子育て支援課	指定管理者
6月	6月25日(水)		
	第1回評価委員会開催		
	【評価項目・評価基準の	【評価票の作成】	
	確定】	┌ 〉 指定管理者に評価票	
		の説明	
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			【自己評価の実施】
			・評価票の作成
		\sim	> 参考資料集を作成
1月		【施設所管課による評価実施】	
		・指定管理者の自己評価を踏	
		まえ評価(必要に応じてヒ	
		アリングを実施)	
2月		【評価の報告】	
		指定管理者による自己評価及	
		び所管課による評価結果につ	
		いて、委員に報告	
	(2月中旬~末)		
	第2回評価委員会開催		
	【評価内容の点検】		
	※必要に応じて、指定管	(2月末)	
	理者に対してヒアリング	 ・委員会からの意見・提言を	
	を実施	踏まえた対応方針を策定	
		□/ 指定管理者に提示	
			4
		7	
3月			(3月中旬)
		次年度以降の事業	・対応方針を踏まえた
		計画等に反映	令和8年度事業計画
			書を府に提出
		 評価票・対応方針の公表	